

総務省令第二十一号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、特別交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月十七日

総務大臣 鳩山邦夫

特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（抄）

特別交付税に関する省令（昭和三十五年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号の表第十五号中「〇・四三七五」を「〇・四五」に改め、同表第十九号一中「〇・七」を「〇・六」に改め、同表第二十号一中「当該年度において」を削り、同号二中「当該年度における」を削り、同表第二十三号中「140,200円」を「142,000円」に改め、同表に次の四号を加える。

三十三 救急医療用ヘリコプターの運航等に要する経費があること。

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第百三号）第二条に規定する救急医療用ヘリコプターの運航等に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。